

## 令和3年度事業計画

自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日

### I 基本方針

一般社団法人千葉県環境保全センターは、浄化槽保守点検業、浄化槽清掃業、一般廃棄物収集運搬業、飲料水貯水槽清掃業などに従事する会員事業所が、健全な経営を継続し、もって地域社会の環境保全に奉仕・寄与することをサポートし、団体の責務を果たしていきます。

令和元年の台風と大雨による被害、令和2年から続く新型コロナウイルスによる疫病被害を経験し、私たちの業界は、その活動を止めることが出来ないと再認識しました。適正な雇用関係を維持し、人的な力を蓄積しなければ、こうした災害に対処することが出来ません。

また、平成18年1月に発足した浄化槽法第11条BOD検査については、意義ある成果を上げつつあります。法定検査の受検率向上の観点からも、この制度を推進する必要があります。

上記の方針を遂行するため、以下に掲げる事業を行います。

なお、新型コロナウイルス感染症の拡大による社会情勢の変化に、適切に対応しながらの事業運営となります。

### II 事業の内容

#### 1 柱となる事業

##### (1) 講習会等開催事業

本事業は、浄化槽維持管理適正化講習会、環境大学研修会、こども環境教室を中心として、環境保全センターが公益に資する事業として実施します。

浄化槽管理士に対する研修の機会の確保に関する研修会（浄化槽管理士研修会）については、浄化槽保守点検業者の登録に支障がないよう、適宜開催します。

##### (2) ステッカー事業

浄化槽保守点検契約済証及び浄化槽清掃済証発行管理事業は、千葉県浄化槽取扱指導要綱及び千葉市、船橋市、柏市の浄化槽取扱指導要綱に基づき、これを推進していきます。

##### (3) 印刷物販売事業

保守点検記録票等印刷物販売事業は、事実上の統一様式として各種記録票等を販売しているもので、継続します。

##### (4) 浄化槽総合推進事業

本県における浄化槽法定検査の受検率は低迷しており、受検率の向上を目的として、11条BOD検査や一括契約制度を推進しているところです。

これを、浄化槽総合推進事業と位置づけ、特に検査基数の大幅な増加を求められている11条BOD検査については、両検査機関及び一般社団法人千葉県環境保全検査センターと協議し、推進します。

- (5) 人材確保等支援助成金事業（中小企業団体助成コース）  
本事業は、構成中小企業者の人材確保や職場定着を支援するために行った場合に助成金が支給されるもので、継続して実施します。

2 会員の増強と組織の強化

会員の増強について、年度を通して実施します。特に、浄化槽保守点検・清掃業及び一般廃棄物（ごみ）収集運搬業について会員増強を推進し、組織の強化を図ります。

3 浄化槽法、廃棄物処理法等法律の周知及び浄化槽啓発活動

浄化槽法、廃棄物の処理及び清掃に関する法律等について、速やかに会員の皆様に情報提供をしていきます。

また、浄化槽ユーザーの啓発という観点から、各委員会と協議し、総合的な事業の推進を図ります。

4 一般社団法人日本環境保全協会及び日本環境保全協会関東地区協議会

一般社団法人日本環境保全協会（平成6年6月加盟）及び日本環境保全協会関東地区協議会（平成14年2月加盟）の行事に参加し、関連法令や合特法適用推進活動についての情報交換を図ります。

5 委員会活動

本事業計画の円滑な推進を目的として、以下の委員会活動を行います。

(1) 浄化槽委員会

登録条例に基づく浄化槽管理士講習会、浄化槽維持管理適正化講習会及び環境大学研修会を開催します。

また、浄化槽ユーザーへの啓発活動を通じて、単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換を推進します。

(2) 一般廃棄物・合特法委員会

下水道の普及により事業の縮小を余儀なくされる一般廃棄物処理業者の救済を目的とする、下水道の整備等に伴う一般廃棄物処理業等の合理化に関する特別措置法（合特法）について、行政、業界ともに認識が不足しているという観点から、周知に努めます。

また、会員の権益確保を目的とし、県内の市町村長宛に要望書を提出します。

(3) 地域対策委員会

一般廃棄物・合特法委員会との協力体制を敷くとともに、合特法の周知及び代替業務の獲得を目的として、各市町村への働きかけをします。

併せて、委託あるいは許可により業を営んできた一般廃棄物処理業者が不当な不利益を蒙ることのないよう、歴史的経緯を十分に考慮した廃棄物処理行政の推進を求め、活動します。

また、令和元年の災害支援の経験を生かし、地域に密着した地方公共団体との災害協定を推進します。

(4) 11条BOD検査推進委員会

浄化槽検査センターは昭和54年12月、浄化槽協会と環境保全センターから

会員を募り発足しました。以来、千葉県内唯一の検査機関として、法定検査を担ってきましたが、平成29年4月に(一財)千葉県環境財団が新たな検査機関に指定され、2機関で検査業務を行うこととなりました。

環境保全センターは、11条BOD検査を充実させるため、11条BOD検査推進委員会を組織し、検査機関等との連携を図り受検率向上を目指します。

## 6 大規模災害協定等について

平成19年8月3日、環境保全センターは、千葉県と「大規模災害時におけるし尿及び浄化槽汚泥の収集運搬に関する協定」を締結しました。

し尿や浄化槽汚泥の収集運搬システムは、重要な社会インフラの一つであるという認識のもとに、協定を締結したところです。

また、令和2年7月には南房総市と館山支部が「災害時における浄化槽の点検・復旧等に関する協力協定」を締結しました。

こうした、社会インフラを下支えする活動を続けます。

## 7 各種研修会の開催

(1) 浄化槽維持管理適正化講習会

(2) 環境大学研修会

(3) 飲料水貯水槽清掃作業従事者研修会

(4) 登録条例に基づく浄化槽管理士研修会

(5) コンパクト型浄化槽の清掃の実務に関する講習会

## 8 表彰に関する事項

功労役員表彰

環境保全センターの役員として尽力し、本総会をもって退任する方々に感謝状を贈呈し顕彰します。

第46回理事長表彰

平素より環境保全業務に取り組んでいる皆様の中から、功績が顕著な皆様に、理事長感謝状を贈呈し顕彰します。

## 9 青年部会の育成

平成5年11月から活動を始めた青年部会は、各種セミナーやこども環境教室を開催しています。また、各委員会を組織し、活動の場を広げています。

こうした活動の意義を積極的に評価し、支援していきます。

## 10 広報活動及び情報化社会への取組み

高度情報化社会への取組みとして、インターネット上のウェブサイトの充実を図り、環境問題をテーマとして浄化槽ユーザー等に対する啓発活動の一助とします。

広報「環境保全」を発行し、環境保全センターの活動について周知を図ります。また、浄化槽に関するパンフレットを作成し、適宜、浄化槽ユーザーに配布し、社会的な認識を高めるよう努めます。

# 一般社団法人千葉県環境保全センターの組織図

昭和47年6月創立  
平成25年4月移行  
会員数 211社  
正会員 199社  
賛助会員 12社  
(令和3年4月現)

〒260-0024  
千葉市中央区中央港 1-11-1  
TEL 043-245-4222  
FAX 043-245-4223



